

# 子どもが安全に インターネットを使うための3つのポイント!

## 1 情報モラルの厳守

- 怪しいサイトに接続しない
  - ネットに誹謗中傷など悪質な書き込みをしない
  - チェーンメールは回さない
  - お金を要求するメールが送られてきても支払わない
  - 人の写真や作品、音楽などを許可なく掲載しない
- など

## 2 フィルタリングの活用

- フィルタリングは、「子どもの成長に合わせて設定する」ことが鍵です! 「ネットの健全かつ有効な活用ができる18歳」を目標に、少しずつ利用の幅をひろげましょう!
- フィルタリングの設定で、接続させたくないサイトの種類を選ぶことができます。
- フィルタリングは、パソコンでは細かな設定ができますが、携帯電話各社等でも、さまざまなフィルタリングサービスを無料で提供しています。

### 《ブラックリスト方式》

特定のカテゴリー(出会い系、ギャンブル等)に属するサイトへのアクセス制限。

### 《ホワイトリスト方式》

一定の基準を満たすサイトのみアクセス可能。それ以外のサイトへのアクセスを制限。

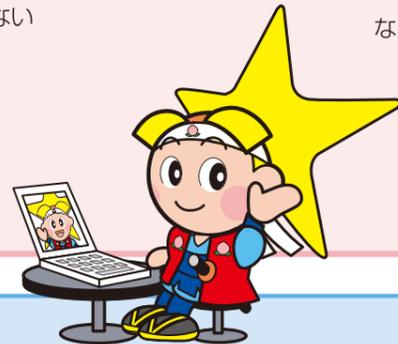
### 《利用時間制限》

インターネットの利用時間について、毎日又は曜日の指定、時間帯の指定など細かい設定が可能。

## 3 家庭でのルールづくり

### ルールづくりの例

- 使う場所、時間や利用目的を決める
  - 利用料金を決める
  - 有害サイトやネット被害に注意する
  - 困ったときは家族に相談する
  - 迷惑メールは無視する
  - 何かしながらの携帯電話はやめる
  - 携帯電話をしながら自転車に乗らない  
(岡山県道路交通法施行細則で禁止されています)
  - ルール違反をしたら使わせない
  - 個人情報(氏名、住所、写真など)や悪口を書き込まない
- など



岡山県青少年健全育成条例のしおり  
岡山県青少年によるインターネットの適切な利用の推進に関する条例のしおり

# ささえあつて育む 未来の宝

こどもたち



スマホ・  
ネットトラブルの  
対処法

お問い合わせは

岡山県子ども・福祉部子ども家庭課  
〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6  
TEL.086-226-0557(直通)  
E-mail:kodomokatei@pref.okayama.lg.jp

R6.1発行

岡山県

# 未来の宝

未来を担う青少年の健全な育成と良好な環境づくりが私たち大人の責務です。



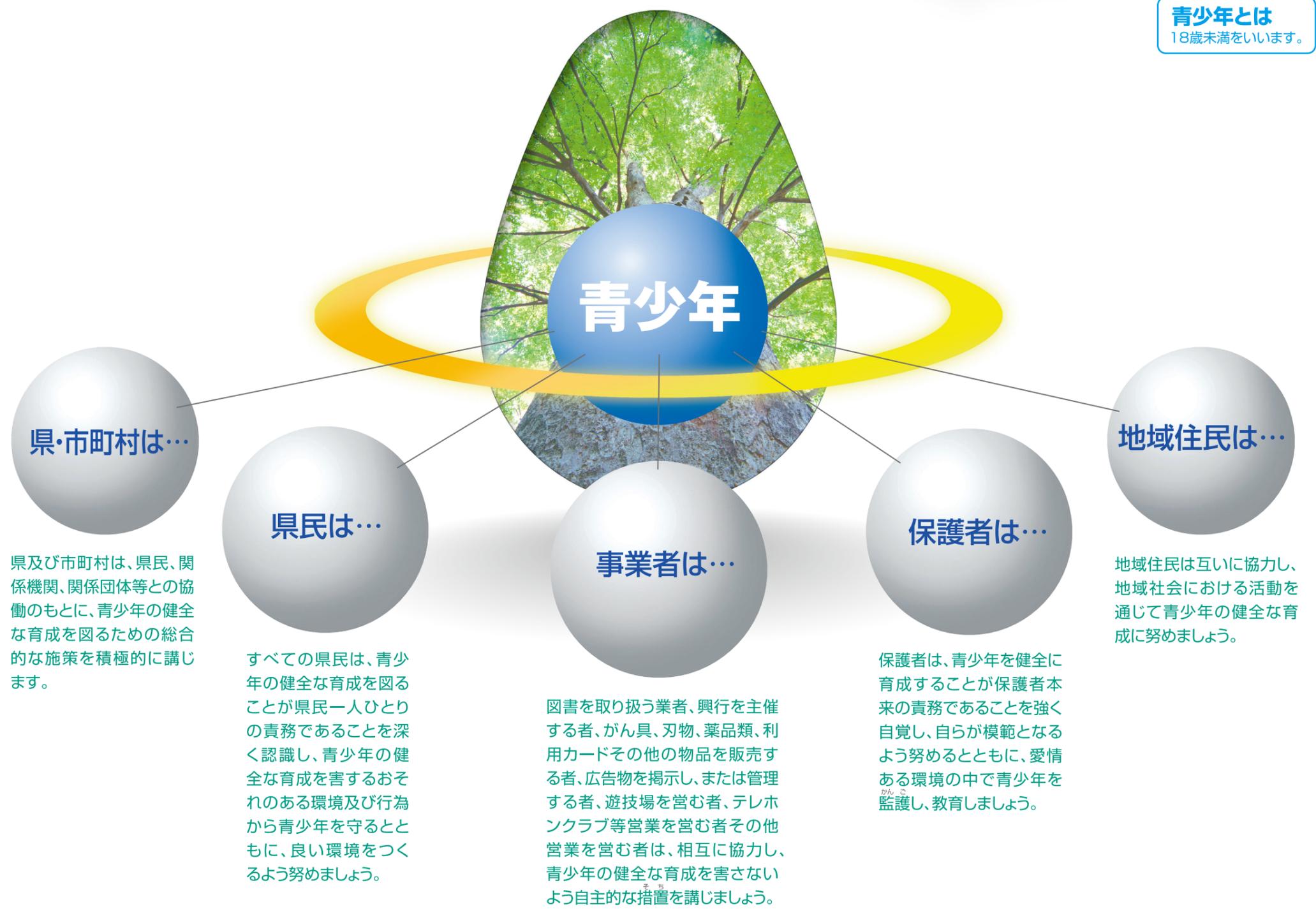
青少年とは  
18歳未満をいいます。

## 目的

この条例は、県民総参加のもとに、青少年の生活環境の整備を助長するとともに、青少年を健全な成長を害するおそれのある環境及び行為から保護し、もって青少年の健全な育成を図ることを目的としています。

## 基本理念

- 青少年の健全育成のための基本的な考え方**
- ①青少年は、良好な環境のもとに心豊かにたくましく成長するよう配慮されなければなりません。
  - ②青少年は、その発達段階に応じた社会の一員としての自覚と責任を持ち、自らの判断力を培い、もって自立した社会人として成長するよう配慮されなければなりません。



青少年の健全な環境をみんなで支えあって育もう！



岡山県マスコット ももっち

# 有害環境の規制等

## 有害図書の規制

図書を取り扱う業者は、青少年に有害図書の販売等をしてはいけません。また、すべての人が青少年に有害図書を見せ、聞かせ、読ませることを禁止しています。有害図書とは次のものをいいます。

### ◆個別に指定する図書(個別指定)

図書の内容の全部または一部が著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性・残虐性を助長し、著しく自殺や犯罪を誘発し、著しく心身の健康を害する行為を誘発するなど青少年の健全な育成を害するおそれがあるとして県知事が個別に審査して指定した雑誌やDVD等

### ◆一定の基準により自動的に有害とされる図書(包括指定)

①書籍、雑誌その他の刊行物であって、知事が定める卑わいな姿態等を被写体とした写真または描写した絵を掲載するページ数が20以上のものまたはページ総数の5分の1以上を占めるもの

②DVD、CD、ビデオテープその他の映像が記録されているもので機器を使用して当該映像が再生されるものであって、知事が定める卑わいな姿態等を描写した場面の時間が合わせて3分を超えるものまたは当該場面の数が20以上のもの

③知事が定める卑わいな姿態等を被写体とした写真

④知事が指定する団体(注1)が、青少年の閲覧・視聴が不適当と認め、その旨が表示されているもの

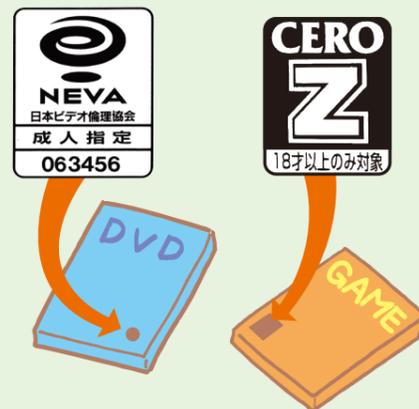
(注1)現時点では、「日本ビデオ倫理協会」、「コンピュータソフトウェア倫理機構」、「コンピュータエンターテインメントレーティング機構」、「コンテンツソフト協同組合」及び「日本コンテンツ審査センター」です。



### ◆知事が定める卑わいな姿態等とは

- (1)全裸、半裸またはこれらに近い状態での卑わいな姿態(自慰、愛ぶなど)を被写体とした写真並びに描写した絵及び場面
- (2)性交またはこれに類する性行為(性交渉など)を被写体とした写真並びに描写した絵及び場面

■下のマークがついたDVD、コンピュータソフトは有害図書となります。



## カラオケ、複合カフェ等への深夜入場制限

映画館、ボウリング場、カラオケ、複合カフェ(注2)等について、その営業を行う事業者に対し、深夜に青少年を入場させることを禁止しています。

(注2)「インターネットカフェ」(インターネットの利用サービス)、「まんが喫茶」(マンガ等の閲覧サービス)、両者のサービスを併せ持つカフェ等の総称

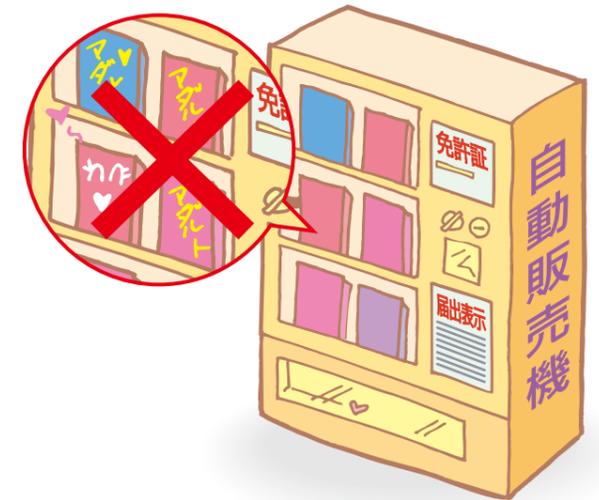


「深夜」とは…午後1時から翌朝午前5時までのことをいいます。

## 図書の自動販売機の届出

図書の自動販売機を設置しようとする者は、あらかじめ、知事に届出が必要です。また、届出した図書の自動販売機には、届け出た事項を表示しなければなりません。届け出た事項に変更があったときまたは自動販売機による図書の販売を中止したときは、変更または廃止の日から15日以内に知事に届け出なければなりません。

有害図書を自動販売機に収納してはいけません。自動販売機に収納されている図書が有害図書として指定された場合は、直ちに除去しなければなりません。



## 有害がん具・刃物の販売等の禁止

人体に危害を及ぼしたり犯罪を誘発助長するおそれがあり、青少年の健全な育成を害すると認められるがん具や刃物を有害がん具・刃物として県知事が指定しています。

がん具・刃物を販売等する業者は、有害がん具・刃物を青少年に販売等してはいけません。

※有害がん具・刃物の例  
有害がん具…空気銃、ガス銃、クロスボウなど  
有害刃物……バタフライナイフ、サバイバルナイフ、ダガーナイフ

# 有害図書類の区分陳列の具体的方法

## 有害図書類の区分陳列方法

図書類の販売、貸付、閲覧または視聴させることを業とする方は、次のいずれかの方法により、有害図書類を他の図書類と区別し、店内の容易に監視することができる場所にまとめて陳列しなければなりません。

### 有害図書とは？

知事が、青少年にとって有害であるとして指定した図書類（書籍、雑誌、絵画、写真、ビデオテープ、DVD、CD-ROMなど）

それぞれの店舗や施設で最適な方法を選択してください。

1

間仕切りされ、かつ内部を容易に見通すことができない場所に陳列しましょう。



2

独立した本棚に陳列しましょう。（他の書籍類等を陳列する棚と60cm以上離しましょう。）



3

10cm以上張り出した仕切り板（透視できない材質）を設け、その間に陳列しましょう。



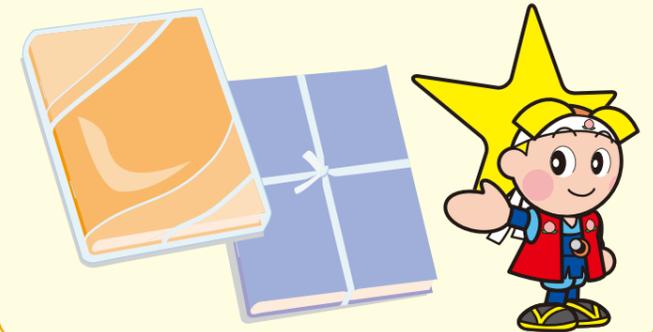
4

背表紙のみ見えるようにして陳列しましょう。



5

①～④が困難な場合には、ビニール包装、ひも掛け等の方法により有害図書を容易に閲覧（表紙等が卑わいなものについては、表紙のみの閲覧を含む）できないようにしてまとめて陳列しましょう。



有害図書類を陳列するときは、①～⑤の方法により、区分陳列を行うとともに、陳列場所の見やすい箇所に、有害図書類を青少年が購入、借受、閲覧または視聴することができない旨の表示をしなければなりません。

展示の一例

**成人コーナー**

18歳未満の方の閲覧・購入等はお断りします。

**罰則**

違反した場合は、10万円以下の罰金に処されます。



# 青少年に対する不健全行為の禁止等

# その他

## 淫行及びわいせつ行為の禁止

青少年に対し淫行、わいせつな行為をしてはいけません。また、教えたり見せてはいけません。

## 勧誘行為の禁止

青少年に対し、接待飲食店等営業(キャバレー、ナイトクラブ等)または、性風俗関連特殊営業(特殊浴場、テレホンクラブ等)において、客に接する業務に従事するよう勧誘することを禁止しています。また、ホストクラブやそれに類似する接待飲食店営業の客となるよう勧誘することも禁止しています。

## 着用済み下着の買受け等の禁止

青少年に対する着用済み下着売却の勧誘や、着用済み下着の買受け、売買の仲介を禁止しています。また、これらの行為が行われることを知っていて、その場所を提供することも禁止しています。

## 古物(書籍)の買受け等の禁止

古本屋などの古物商は青少年から古本(古物としての書籍やゲームソフトなど)を買受けること等を禁止しています。ただし、青少年が保護者の委託、または、同行や同意がある場合は除きます。

## 青少年の深夜外出への対応

- (1) 保護者の責務  
保護者は、青少年を深夜に外出させないよう努めましょう。
- (2) 深夜営業者の責務(青少年に対する帰宅勧奨) コンビニエンスストア、ファミリーレストラン等深夜営業を行う事業者は、深夜に施設内や敷地内にいる青少年に帰宅を促すよう努めましょう。

『深夜』とは…午後11時から翌朝午前5時までのことをいいます。



深夜の外出は危険! 徘徊による補導件数も多く、危険な犯罪に巻き込まれる被害が多いのは深夜です。

## 立入調査の実施

この条例の理解や青少年の健全育成に対する協力をお願いするため、知事が指定した立入調査員が書店、映画館、カラオケ、インターネットカフェなどに立ち入り、営業の状況を調査するため、関係者に対し質問等を行います。関係事業者の方のご協力をお願いします。

## 県民総参加による青少年をとりまく環境の整備

青少年の健全な育成を害する環境の浄化など自主的・積極的な取り組みをお願いします。また、青少年の非行や青少年に有害な環境を発見したときは、最寄りの青少年育成センターや警察署へ通報してください。ご協力をお願いします。

### 岡山県青少年健全育成条例の主な罰則

条項	規制内容	懲役	罰金
10条5項	(業者)有害図書の販売等をし、又は見せ、聞かせ、読ませる行為の禁止違反	6月 (常習の場合)	30万円
10条2・2項	(業者)有害図書陳列コーナーにおける青少年に有害図書を販売できない旨の掲示義務違反	—	10万円
10条2・4項	(業者)知事による区分陳列の改善命令違反	—	30万円
11条3・1項	(業者)図書の自動販売機の設置の届出違反	—	10万円
11条5・1項	(業者)自販機への有害図書収納制限違反	6月 (常習の場合)	30万円
11条5・2項	(業者)有害指定に伴う図書の自販機からの除去違反	6月 (常習の場合)	30万円
11条5・3項	(業者)知事による自販機の有害図書除去命令違反	6月	30万円
15条3項	(業者)有害がん具・刃物の販売等の禁止違反	—	30万円
20条1項	(何人)淫行・わいせつ行為の禁止違反	2年	100万円
20条2項	(何人)淫行・わいせつ行為を教え、見せる行為の禁止違反	6月	30万円
21条1項	(何人)有害行為のための場所の提供又は周旋の禁止違反	2年	50万円
22条2項	(何人)深夜外出の制限違反	—	30万円
23条2	(何人)青少年に対する勧誘行為の禁止違反	—	30万円
23条3	(何人)着用済み下着の買受け等の禁止違反	—	30万円

# 岡山県青少年によるインターネットの適切な利用の推進に関する条例

平成23年  
10月1日施行

## 条例制定の背景

- 青少年がインターネット、中でも携帯電話の不適切な使用により犯罪に巻き込まれる事件が多発しています。
- 平成22年10月に県が実施した「青少年の意識等に関する調査」によると、携帯電話のフィルタリング利用率が、中学生は54.2%、高校生は40.2%にとどまっています。

### 「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」(平成21年4月1日施行)

- ・保護者は18歳未満の子どものために携帯電話やPHS端末機を購入、使用させる場合は、事業者はその旨を申し出なければならない。(義務)
- ・携帯電話販売等事業者は18歳未満の子どもが携帯電話やPHSでインターネットを利用する場合は、フィルタリングを提供しなければならない。(義務)

### フィルタリングってなに?

インターネットを利用して公衆の閲覧に供されている情報を、一定の基準に基づき選別した上で青少年の有害情報の閲覧を制限する機能です。



岡山県マスコット うらっち

## 条例の概要

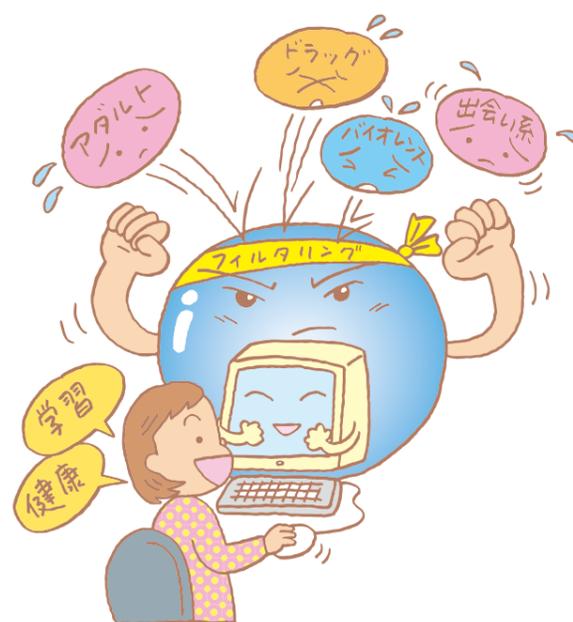
### 基本方針

- 青少年にモラル及びマナーをもってインターネットの情報を活用するようインターネットリテラシーに関する教育を行う。
- 青少年に有害情報の閲覧をさせない。

### インターネットリテラシーとは?

次の3つを構成要素とする、複合的な能力のことです。

- 1 主体的にインターネットを利用する力
- 2 インターネット上の情報を整理・調査して適切に利用する力
- 3 インターネットによって相手に適切に意思を伝える力



## 保護者の取組

青少年の使用する携帯電話にフィルタリングを利用するよう努力しましょう。  
フィルタリングを利用しない場合や、有効となるよう設定しない場合は、携帯電話販売業者にその旨を記した書面を提出しなければなりません。(提出義務)

## 県民の取組

青少年に有害情報を閲覧させないよう努力しましょう。

## 事業者の取組

### 《携帯電話販売等事業者》

- ・インターネット利用に係る危険性やフィルタリングに関して書面を用いて説明しなければなりません。(説明義務)
- ・フィルタリングが有効となるよう設定しなければなりません。(設定義務)
- ・保護者から提出された書名は保存しなければなりません。(保存義務)

### 《パソコン販売等事業者》

- ・フィルタリングに関する情報提供及びフィルタリングの使用を勧奨するよう努力しましょう。

### 《インターネットサービスプロバイダ》

- ・フィルタリングに関する情報を提供するよう努力しましょう。

### 《ネットカフェ事業者等》

- ・フィルタリングを活用するなどして、有害情報を閲覧させないよう努力しましょう。

※事業者が県の立入調査を拒否した場合は、10万円以下の罰金が科せられます。



## 県の施策

必要な知識の普及、情報及び学習の機会の提供などを推進します。青少年にインターネットを適切に利用する能力を習得させるため、必要な施策を実施します。